

宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団 済生会 支部岡山県済生会が運営する、宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）においての適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員その他従業者が、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、通いを中心として、要介護・要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、これに対応した処遇計画により総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、公平、中立に努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 所在地 岡山市北区御津宇垣2069-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

介護支援専門員は利用者にかかる居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能

型居宅介護計画の作成に当たる。

- (3) 看護職員 1名以上

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

- (4) 介護職員 8名以上

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な援助を行う。

- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、事務職員を配置し、事務業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 年中無休 365日

- (2) 営業時間 24時間

- (3) サービス提供基本時間

① 通いサービス 9時から16時迄

② 宿泊サービス 16時から翌9時迄

③ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 24名

- (2) 通いサービス 15名

- (3) 宿泊サービス 8名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

実施地域：岡山市御津中学校区

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあ

たっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護) の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護) の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、指定 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護) の利用料)

第10条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

- (1) 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外で行う送迎に要した交通費は、利用者の同意を得ることにより、利用者より実費の支払いを受けることができる。
実施地域を越えて1キロメートルにつき 50円
- (2) 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意しなければならない。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に、体調の異常や異変があれば、その旨を伝える。
- (2) 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたす行為はしてはならない。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第12条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、（当該利用者に係る居宅介護支援事業者等）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策等)

第13条 事業者は、非常災害に対し日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続)

第15条 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第17条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情処理の体制)

第18条 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調

査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持）

第19条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、またその必要な措置を講ずるものとする。

（衛生管理等）

第20条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

（職員の研修等）

第21条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

（運営推進会議）

第22条 事業者の行う指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者により構成する。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計とその他の事業の会計は区分する。
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録の整備を行う。又、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に関する諸

記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(3) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

附 則

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。